

定 款

2021 年 6 月 23 日改定

株式会社 ホ ロ ン

第1章 総 則

【商 号】

第1条 当社は、株式会社ホロンと称し、英文ではHOLON CO., LTD. と表示する。

【目 的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 半導体関連機器の開発、製造及び販売並びに輸出入業務
2. 生体工学（バイオテクノロジー）に基づく製品の開発、製造及び販売並びに輸出入業務
3. 電子光学機器及び分析機器の開発、製造及び販売並びに輸出入業務
4. 前各号に伴う情報サービス業及びコンサルタント業務
5. 前各号に付帯する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を東京都立川市に置く。

【機 関】

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

【公告の方法】

第5条 当社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してする。

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,200,000株とする。

【単元株式数】

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

【自己の株式の取得】

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

【株主名簿管理人】

- 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

【株式取扱規程】

- 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

【株主総会の招集】

- 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

【定時株主総会の基準日】

- 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

【招集権者及び議長】

- 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

【決議の方法】

- 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

- 第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】

- 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定

めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

【員 数】

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

【選任方法】

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

【任 期】

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

【取締役会の招集権者及び議長】

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

【代表取締役及び役付取締役】

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

【取締役会の招集通知】

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

【取締役会の決議方法】

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的

である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

【取締役会規程】

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

【報酬等】

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

【取締役の責任免除】

第26条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、業務執行取締役等でない取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

【員 数】

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

【選任方法】

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

【任 期】

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

【常勤の監査役】

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

【監査役会の招集通知】

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

【監査役会の決議方法】

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

【監査役会規程】

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

【報酬等】

第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

【監査役の責任免除】

第35条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

【選任方法】

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

【任期】

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

【会計監査人の責任免除】

第38条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

【事業年度】

第 3 9 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

【剰余金の配当の基準日】

第 4 0 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

【中間配当】

第 4 1 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

【配当金の除斥期間】

第 4 2 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。